

14.2.9	第695号
名	第
業	番
番	号

一、政府の態度を思ひ、情状を考へ、必要に堪へず、  
 七の七あり、  
 九名の御り、  
 七の七あり、  
 大正十四年一月九日

三村鐵工總督

勞秘第一七二號

大正十四年二月四日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿  
 社會局長官 長岡 隆一 郎 殿

三村鐵工場爭議ニ関スル件（第四報）

標記工場ニ於ケル其ノ後ノ状況左ノ通り

一、残留職工ノ動靜

前報ノ通り、解雇者トシテ、  
 二、解雇職工及應援者ノ行動